

株式会社ニックス介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ニックスが開設する「レスパイトケア住マイル安芸」（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護事業の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護予防短期入所生活介護員等が、要支援状態にある高齢者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の指定居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 レスパイトケア住マイル安芸
- (2) 所在地 広島県広島市安芸区船越南3丁目1-30 海田シティホテル内2F

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 ショートステイ管理者
配 置 数 1名 （常勤1名 介護職員と兼務）
職務内容 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、本事業の適切な執行のために必要な指揮監督を行う。
- (2) 生活相談員
配 置 数 1名 （常勤1名）
職務内容 生活相談員は、利用者及びその家族からの心身、生活、当該指定介護予防短期入所生活介護に関する内容等の相談に対応し、相談者の精神的負担の軽減を促すとともに、利用者により快適な介護予防短期入所生活介護が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指す。

(3) 介護職員

配 置 数 16 名 （常勤 11 名、うち 1 名は管理者と兼務、1 名は栄養士と兼務
非常勤 5 名）

職務内容 入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行なう。

(4) 看護職員

配 置 数 2 名 （非常勤 2 名、うち 1 名機能訓練指導員兼務）

職務内容 利用者の身体状況等を把握し、健康状態に配慮したサービスを行う。

(5) 医師

配 置 数 1 名 （非常勤 1 名）

職務内容 利用者の健康管理を行う。

(6) 栄養士

配 置 数 1 名 （常勤 1 名、介護職員と兼務）

職務内容 利用者の給食提供に従事する。

(7) 機能訓練指導員

配 置 数 1 名 （非常勤 1 名、看護職員と兼務）

職務内容 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要
な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第 5 条 事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) サービス提供日 年中無休とする。
- (2) サービス提供時間 24 時間

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24 時間

(事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員)

第 7 条 事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) ユニット数 2 ユニット
- (2) 各ユニットごとの利用定員 2 階ユニット 10 名
3 階ユニット 10 名

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第 8 条 事業所が提供する指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 要支援者の介護者に代わって当該要支援者を一時的に介護する必要がある場合等に当該要介護者を一時的に当該介護予防短期入所生活介護施設に入所させ介護を行う。
- (2) 入所の期間は原則として 14 日とする。ただし、入所期間の延長が真に止むを得ないものと認める場合には、30 日まで入所することができる。

(利用料)

第 9 条 事業所が、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時、その 1 割、または 2 割の額とする。

また介護報酬の告示上の額は、本事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の他、次にあげる費用及び利用料を徴収する。

- (1) 食費 1,730 円 (1 日につき)

ただし、介護保険負担限度額認定証を所有する利用者については負担限度額を超えては請求しない。

- (2) 滞在費 2,450 円 (1 日につき)

ただし、介護保険負担限度額認定証を所有する利用者については負担限度額を超えては請求しない。

- (3) その他の日常生活費 理美容費 実費

- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護の提供に係る便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用・・・実費

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該のサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の送迎の実施地域は、広島市、安芸郡とする。但し、その他地域については、相談のうえ対応とする。

(サービス拒否の禁止)

第 11 条 事業所は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒むことができないものとする。

(サービス提供困難者への対応)

第 12 条 事業所は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供が困難であると認める場合においては、利用者の希望が尊重されるために必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格などの確認)

第 13 条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 14 条 事業所は、要支援認定を受けていない者から利用申請があったときは、要支援認定を受けるために必要な援助を行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 15 条 事業所は法定代理受領サービスを受けることができない者から利用申請があったときは、法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行うものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用申込み)

第 16 条 指定介護予防短期入所生活介護を利用しようとする者は、電話にて申込を行う。介護予防サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護予防支援事業所と相談するように説明する。

(指定介護予防短期入所生活介護利用に際しての留意事項)

第 17 条 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎の注意事項等、その他当該指定介護予防短期入所生活介護のサービス利用に関する留意事項を重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

- 2 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 3 利用者は、事務所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 4 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の心身等に被った損害に対しては、損害を疎んじることができるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護利用契約の締結について)

第 18 条 指定介護予防短期入所生活介護を利用しようとする者は、「介護予防短期入所生活介護利用契約書」により利用契約を締結するものとする。

(心身の状態の把握)

第 19 条 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業所 が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 20 条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第 21 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

第 23 条 利用者が、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の必要な援助を行い、利用者の日常生活を支援する。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営む

ことができるよう配慮して行う。

3 指定介護予防短期入所生活介護については、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本にして、利用

者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握して適切に行う。

5 指定介護予防短期入所生活介護については、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

(短期介護予防入所生活介護計画の作成及び変更)

第 24 条 利用期間が 4 日以上の場合、事業所は、利用者の心身状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならない。事業所はこの介護予防短期入所生活介護計画の内容を利用者及びその家族に説明する。

2 前項の計画は、既に介護予防サービスが作成されている場合においては、当該計画に沿って作成されるものとする。

3 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画実施中においても、必要に応じて当該介護予防短期入所生活

介護計画の変更を行うものとする。また、居宅サービス計画を変更する必要が生じたときは、必要な援助を行うものとする。

(介護)

第 25 条 介護にあたっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 入浴は、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。利用者の希望、利用者の状況に応じて行うものとする。

3 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 オムツを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替えるものとする。

5 利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に支援する。

6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 利用者の負担により、当該介護予防指定短期入所生活介護の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第 26 条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、生活習慣を尊重した適切な時間に提供する。

2 利用者の自立の支援に配慮し、自立して食事を摂ることができるような必要な時間を確保する。

3 利用者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(健康管理)

第 27 条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。

- 2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所定のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(相談及び援助)

第 28 条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 29 条 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を援助する。

(利用者に関する保険者への通知)

第 30 条 指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応方法)

第 31 条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、緊急の入院治療に備えてあらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 32 条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族等緊急連絡先、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は
不可抗力による場合を除き、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、また損害額を減額されることがある。

(秘密の保持)

第 33 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の内容をみだりに他人

に洩らしたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 事業所は、秘密保持誓約書に利用者又はその家族の個人情報の保持に関する内容を明記し、従業者に署名をさせるものとする。

(従業者資質の向上等)

第 34 条 事業所は、介護予防短期入所生活介護員及び管理者の資質の向上を図るとともにスムーズに業務を行うために研修及び会議を定期的の実施するものとする。

(掲 示)

第 35 条 事業所の見えやすい場所に、運営の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(苦情の対応)

第 36 条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者の苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第 37 条 事業所は、非常災害にそなえて具体的なマニュアルを定めるとともに指定介護予防短期入所生活介護利用者を対象に年 2 回以上の夜間を想定した避難救出訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 38 条 事業所は指定介護予防短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号を掲げるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(身体拘束について)

第 39 条 事業所は、介護予防指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。また、事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 2 緊急やむを得ず実施する場合は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断する為、具体的な手順を定める。
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (5) 身体的拘束解消後の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

(虐待防止について)

第 40 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

- 3 従業者は高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(業務継続計画の策定)

第 41 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備及び保存)

第 42 条 事業所は、指定短期入所生活介護に関わる職員、設備備品及び会計に関する諸記録を整備し、保存するものとする。

- 4 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、完了の日から 5 年間保存するものとする。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 利用者の住民票の所在地とサービスを行う「居宅」の住所が異なる場合の「居宅」の住所の記録
 - (3) 利用者の送迎に関する記録
 - (4) 介護報酬の告示、解釈通知上において作成することとされている記録等
 - (5) 従業者の雇用関係・辞令・経歴等、従業者の有する免状・資格証・研修修了証等に関する記録
 - (6) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（予定分、実績分）
 - (7) タイムカード、出勤簿など従業者の出退勤時間・勤務実績に関する記録
 - (8) 入退所、入退院、外泊、外出など利用定員・入所定員の管理に関する記録
 - (9) 重要事項説明書、契約書
 - (10) サービス利用料の 1 割、2 割、3 割負担分の請求・受領に関する記録
 - (11) ケアプラン第 6 表 サービス提供表（実績）

(その他運営に関する留意事項)

第 43 条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

- この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。
- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 10 月 26 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。